

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A項

a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。

b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。

c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d **解答通り**という条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B項

a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。

b 加点要素でも減点要素でもない部分もありえます。その部分は加点も減点もしません。

C項 次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

*字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。たとえば「:とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

*ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたものの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

問1 8点

(模範解答例)

A①〇1点 A②〇1点

民主主義とは 単に政治的意思決定のルールに過ぎず、

B①〇1点 B②〇1点

そこに平和愛好的、好戦的とかの 価値は含まれないとしても、

C①〇1点 C②〇1点 C③〇1点

その意思決定は 必然的に 「全体」を指摘するものだから。

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉〇1点 (8点)

【構造点】

・ Xは、傍線部の理由を、民主主義の前提条件であるAを、国家的な要素を否定するBと、肯定するCに引き裂いて説明する、〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは条件A、B、C内の要素がそれぞれ二つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素+Cの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内の要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(7点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「民主主義とは単に政治的意思決定のルールに過ぎず、」(2点)

※ 傍線部の理由説明をするための前提条件。

① 「民主主義とは」の要素に1点

○ 「民主主義は」「民主主義というものは」などでも可。

× 「民主主義」の成分がなければ×0点。

② 「単に政治的意思決定のルールに過ぎず、」の要素に1点。

○ 「政治的意思決定の約束ごとに過ぎず、」「政治的な意思決定の手続きに他ならず、」などでも可。

× 「政治的な意思決定」「ルール」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

B 「そこに平和愛好的、好戦的とかの価値は含まれないとしても、」(2点)

※ Aを説明する一方の条件。

① 「そこに平和愛好的、好戦的とかの」の要素に1点。

○ 「そこに平和愛好的か否かなどの」「そこに好戦的であるかどうかなどの」などでも可。

× 「平和愛好的」あるいは「好戦的」のいずれかの成分のニュアンスが入っていないければ×0点(いずれかのニュアンスが入っていれば〇1点)。

② 「価値は含まれないとしても、」の要素に1点。

- 「価値が欠けているとしても」、「価値は必ずしも含まれないが、」などでも可。
- × 『価値』の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「その意思決定は必然的に『全体』を目指すものだから。」(3点)

※ Aを説明する、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

- ① 「その意思決定は」の要素に1点。
 - 「意思決定そのものが」「意思決定のあり方自体が」などでも可。
 - × 「意思決定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「必然的に」の要素に1点。
 - 「結果的に」「必ず」などでも可。
 - × 「必然的」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ③ 『全体』を目指すものだから。」の要素に1点。
 - 『全体』を志向するものだから。」「『全体』を含蓄するものだから。」などでも可。
 - × 『全体』のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問2 7点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

民主主義の本質が国民主権だとすれば、 主権者の国民は国民自身を守らなければならない

A③○1点

ないというところになって、 国家主義的にならざるを得ないが、

B①○1点

B②○1点

B③○1点

他方で国家主義が過度になると、 個人は私的権利を守ろうとして 国家に対立すること

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

もなること。 (7点)

【構造点】

・Xは、傍線部を、A、Bの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明する〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上そろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では要素同士においても、原則的に部分採点可能とする。(6点満点)

※ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「民主主義の本質が国民主権だとすれば、主権者の国民は国民自身を守らなければならない」ということになって、国家主義的にならざるを得ないが、」(3点)

※ 傍線部を説明するための一方の条件。

- ① 「民主主義の本質が国民主権だとすれば」、「の要素に1点。」
- 「民主主義の本質を国民主権だと定義すれば」、「民主主義イコール国民主義だとすれば」などでも可。
 - × 「民主主義」「国民主義」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。
- ② 「主権者の国民は国民自身を守らなければならないことになって」、「の要素に1点。」
- 「主権者の国民は国民を守らなければならないことになり」、「国民主権は国民を守る義務をもたらし」、「などでも可。
 - × 「主権者の国民」「国民を守る」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。
- ③ 「国家主義的にならざるを得ないが」、「の要素に1点。」
- 「国家主義者でもなければならぬが」、「ナショナリストたらざるを得ないが」、「などでも可。
 - × 「国家主義的（国家主義者）」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「他方で国家主義が過度になると個人は私的権利を守ろうとして国家に対立することにもなること。」(3点)

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

- ① 「他方で国家主義が過度になると」の要素に1点。」
- 「一方、国家主義が行き過ぎると」「しかし、国家主義的な要素が過剰になると」などでも可。
 - × 「国家主義」「過度」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。
- ② 「個人は私的権利を守ろうとして」の要素に1点。」
- 「人は私的な権利を防衛しようとして」「私的権利を守ること個人が傾き」などでも可。
 - × 「私的権利を守る」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ③ 「国家に対立することにもなること。」の要素に1点。」
- 「国家と対峙するようにもなること。」「国家に対抗することにもなること。」などでも可。
 - × 「国家に対立」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問3 11点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

古代アテネの民主政では、戦争参加が市民意識を高め、 市民≡兵士の数の多さが戦

A④○1点

争遂行能力を高め、 さらに戦果である植民地が富と誇りの源であったし、

B①○1点

B②○1点

B③○1点

また現代アメリカの民主主義も、外敵の存在によって、 求心力を高めてうまく機能し

X〈分析≡分けること〉○1点

Y〈分析≡分けること〉○1点

C①○1点

C②○1点

民主主義と戦争が 不可分の関係にあると言えるから。

Y〈総合≡まとめること〉○1点 (11点)

【構造点】

・Xは、傍線部を、条件A、Bの〈矛盾〉しない二条件に〈分析≡分けること〉として説明する構造への評価である。Yについては、A、

B内の要素がそれぞれ一つ以上あれば、この仕組みの骨組みは成立していると見なし1点加点。

X〈分析Ⅱ分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

・Yは、A、BをCにまとめて結論づける〈総合Ⅱまとめること〉の構造への評価である。ここでは、A、B、Cの要素がそれぞれ一つ以上そろっていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

Y〈総合Ⅱまとめること〉 Aの要素+Bの要素+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内の要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(9点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点満点)

A 「古代アテネの民主政では、戦争参加が市民意識を高め、市民Ⅱ兵士の多さが戦争遂行能力を高め、さらに戦果である植民地が富と誇りの源であったし、」(4点)

※ 傍線部の理由説明をするための一方の条件。

① 「古代アテネの民主政では、」の要素に1点。

○ 「古代アテネの民主主義では、」民主政のアテネでは「などでも可。

× 「アテネ」「民主政」の二成分のニュアンスそろっていないなければ×0点。

② 「戦争参加が市民意識を高め、」の要素に1点。

○ 「戦争参加と市民意識が結びついており、」市民意識は戦争参加によって高められ、「などでも可。

× 「戦争参加」「市民意識」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

③ 「市民Ⅱ兵士の多さが戦争遂行能力を高め、」の要素に1点。

○ 「市民Ⅱ兵士であったため、その数の多さが戦争遂行能力を高め、」「市民Ⅱ兵士の数が多かったことが戦争における勝利の可能性を高め、」などでも可。

× 「市民Ⅱ兵士の多さ」「戦争遂行能力の高さ」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

④ 「さらに戦果である植民地が富と誇りの源であったし、」の要素に1点。

○ 「加えて植民地から得る名声と富がアテネの誇りの源であったし、」「戦争で得た植民地から富と誇りを引き出すことができたし、」などでも可。

× 「植民地」「富と誇りの源」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

B 「また現代アメリカの民主主義も、外敵の存在によって、求心力を高めて巧く機能するように、」(3点)

※ 傍線部の理由説明をするための、Aとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「また現代アメリカの民主主義も、」の要素に1点。

○ 「一方現代のアメリカ民主主義も同様に、」「他方、現代アメリカ民主主義もまた、」などでも可。

× 「現代のアメリカ民主主義」のニュアンスの成分が入っていないと×0点。

② 「外敵の存在によって、」の要素に1点。

○ 「外敵がいるからこそ、」「外敵が存在するおかげで、」などでも可。

× 「外敵の存在」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「求心力を高めて巧く機能するように、」の要素に1点。

○ 「求心力を維持してうまく機能しているように、」「求心的に力をためて上手く機能するように、」などでも可。

× 「求心力」「巧く機能」の二成分のニュアンスがそろっていないと×0点。

C 「民主主義と戦争が不可分の関係にあると言えるから。」(2点)

※ A、Bをまとめて結論づける条件。

① 「民主主義と戦争が」の要素に1点。

○ 「民主主義ならば戦争が」「一方で民主主義、他方で戦争が」などでも可。

× 「民主主義」「戦争」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

② 「不可分の関係にあると言えるから。」の要素に1点。

○ 「切り離すことのできない関係にあるから。」「固く結びついているといえるから。」などでも可。

× 「不可分の関係」のニュアンスが入っていないければ×0点。

問4 10点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

民主主義は、自分の意見を自由に表現できなければ成立しないから、確かに民主主

義と自由主義は結びつく面を持つが、

B①○1点

B②○1点

B③○1点

他方でその民主的な意思決定を 全員が守ることが義務付けられる点で 全体主義的な質

B④○1点

X〈逆説⇕矛盾を含むこと〉○1点

をもち、自由主義に反する面も持つので、

C①○1点

Y〈総合⇕まとめること〉○1点

われわれの考え方は不十分だと考えている。(10点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を、〈矛盾〉する条件A、Bに引き裂いて説明する〈逆説⇕矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、

A、B内の要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立していると見なし1点加算。

X〈逆説⇕矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

・ Yは、A、BをCにまとめて結論づける〈総合⇕まとめること〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上入っており、かつCがあれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Y〈総合⇕まとめること〉 Aの要素+Bの要素+C ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、またA、B内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(8点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、要素、条件の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

A 「民主主義は、自分の意見を自由に表現できなければ成立しないから、確かに民主主義と自由主義は結びつく面を持つが、」(3点)

※ 傍線部を説明する一方の条件。譲歩的な条件である。

① 「民主主義は、」の要素に1点。

○ 「民主主義というものは、」そもそも民主主義なるものは、「などでも可。

× 「民主主義」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「自分の意見を自由に表現できなければ成立しないから、」の要素に1点。

○ 「表現の自由がなければ成立不可能だから、」自分の自由な意見を表現できなければ不成立だから、「などでも可。

× 「自分の意見を自由に表現できる」「成立」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

③ 「確かに民主主義と自由主義は結びつく面を持つが、」の要素に1点。

○ 「民主主義と自由主義は結びつくといえるが、」民主主義は自由主義に確かに接続するものだが、「などでも可。

× 「民主主義と自由主義」「結びつく」の二成分のニュアンスがそろっていないと×0点。

B 「他方でその民主的な意思決定を全員が守ることが義務付けられる点で全体主義的な質をもち、自由主義に反する面も持つので、」(4点)

※ 傍線部を説明する、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「他方でその民主的な意思決定を」の要素に1点。

○ 「一方で民主的意思決定を」「他方で民主主義的な意思決定を」などでも可。

× 「民主的な意思決定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「全員が守ることが義務付けられる点で」の要素に1点。

○ 「全ての者が守らなければならない点で」「誰も拒否できないという意味で」などでも可。

× 「全員が守る」「義務」の二要素のニュアンスがそろっていないければ×0点。

③ 「全体主義的な質をもち、」の要素に1点。

○ 「本質的に全体主義的なものを含んでおり、」「全体主義に傾く質を内包しており、」などでも可。

× 「全体主義的な質」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

④ 「自由主義に反する面も持つので、」の要素に1点。

○ 「自由主義の精神と矛盾する面も持つので、」「自由主義と対立する局面もあるので、」などでも可。

× 「自由主義の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「われわれの考え方は不十分だと考えている。」(1点)

※ A、Bをまとめて結論づける条件。

○ 「われわれの考え方は誤りを含んでいると考えている。」「われわれの考え方を正しいとは言えないと考えている。」などでも可。

× 「我々の考え方の部分否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

アメリカの経営トップと平社員の数百倍にも及ぶ賃金格差を 例えば5倍以内に縮め

A③○1点

るというような 全体主義的な政策の、

B①○1点 B②○1点

資本家側が 自由経済の原則にのっとって稼いだ資産を巻き上げること、

B③○1点

X〈分析Ⅱ分けること〉○1点

自由な経済活動を制限してしまおうという点。(7点)

【構造点】

・Xは、傍線部を、A「何の」に相当する条件と、Bの「どいう点」に相当する〈矛盾〉しない二条件に〈分析Ⅱ分けること〉して説明する構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとして1点加算。

X〈分析Ⅱ分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(6点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点)

A 「アメリカの経営トップと平社員の数百倍にも及ぶ賃金格差を例えば5倍以内に縮める」というような全体主義的な政策の、」(3点)

※ 傍線部を説明するための、「何の」に相当する条件。

① 「アメリカの経営トップと平社員の数百倍にも及ぶ賃金格差を」の要素に1点。

○ 「アメリカの経営トップと平社員間の数百倍の賃金格差を」「アメリカの企業中枢と平の間の膨大な賃金格差を」などでも可。

× 「アメリカの経営トップと平社員」「膨大な賃金格差」の二成分のニュアンスがそろっていないならば×0点。

② 「例えば5倍以内に縮める」というような「の要素に1点。

○ 「数倍以内に縮小する」というような「例えば5倍以内に圧縮する」というような「などでも可。

× 「数倍以内に縮める」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「全体主義的な政策の、」の要素に1点。

○ 「全体主義的な決定の、」「全体主義とも言うべき政策の、」などでも可。

× 「全体主義的な政策」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「資本家側が自由経済の原則にのっとって稼いだ資産を巻き上げること、自由な経済活動を制限してしまおうという点。」(3点)

※ 傍線部を説明するための、「どのような点」に相当する条件。Aとは〈矛盾〉しない条件である。

① 「資本家側が」の要素に1点。

○ 「資本家が」「経営側が」などでも可。

× 「資本家(側)」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 「自由経済の原則にのっとって稼いだ資産を巻き上げることで、」の要素に1点。

○ 「自由経済のルールの上で稼ぎ出した資金を取り上げること」で、「自由主義経済の成果として獲得した資金を巻き上げることで、」などでも可。

× 「自由経済」「稼いだ資金を巻き上げる」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

③ 「自由な経済活動を制限してしまおうという点。」の要素に1点。

○ 「経済活動の自由を奪ってしまうという点。」「自在な経済活動を束縛してしまうという点。」「なども可。

× 「自由な経済活動」「制限」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

問6 9点

(模範解答例)

A①○1点

A②1点

A③○1点

自由主義と全体主義は 後者が私的自由を認めないことで、対極にあるが、

B①○1点 B②○1点

B③○1点

民主主義は 個人の自由を認めることも、制限することもあるので、

X〈分析〓分けること〉○1点

C○1点

Y〈総合〓まとめること〉○1点

前二者のどっちにも傾きがない中間にあると考えている。(9点)

【構造点】

・ Xは、傍線部内の「民主主義」「自由主義」「全体主義」の三者の関係を、〈矛盾〉しないA、Bの二条件に〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここではA、Bの要素がそれぞれ一つ以上そろっていればこの構造の骨組みは成立しているとなしして1点加点点。

X〈分析〓分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

・ Yは、A、BをCにまとめて結論づける〈総合〓まとめること〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あって、かつCがあれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点点。

Y〈総合〓まとめること〉 Aの要素+Bの要素+C ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士においても、また条件A、B内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(7点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素、条件を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点点する。(2点満点)

A 「自由主義と全体主義は後者が私的自由を認めないことで対極にあるが、」(3点)

※ 傍線部を説明する一方の条件。

① 「自由主義と全体主義は」の要素に1点。

○ 「自由主義と全体主義の関係は」「自由主義と全体主義の配置は」などでも可。

× 「自由主義と全体主義」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「後者が私的自由を認めないこと」の要素に1点。

○ 「後者が個人の自由を認めないため」、「全体主義が個人の私的自由を認めないので」などでも可。

× 「全体主義」「私的自由の否定」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

③ 「対極にあるが、」の要素に1点。

○ 「対立関係にあるが、」「相容れないが、」などでも可。

× 「対極」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

B 「民主主義は個人の自由を認めることも、制限することもあるのです。」(3点)

※ 傍線部を説明する、Aとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「民主主義は」の要素に1点。

○ 「民主主義というものは」「民主主義といえば」などでも可。

× 「民主主義」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「個人の自由を認めることも、」の要素に1点。

○ 「私的自由を認めることも、」「個人の私的な自由を認めることも」などでも可。

× 「個人の自由を認める」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「制限することもあるのです。」の要素に1点。

○ 「制限を強いることもあるのです、」「抑圧する場合もあるので、」などでも可。

× 「制限」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

C 「前二者のどちらにも傾きうる中間にあると考えている。」(1点)

※ A、Bをまとめて結論づける条件。

○ 「前二者いずれにも傾きうるどっちつかずの危うい存在だと考えている。」「前二者のどちらにも転移しうるあいまいな存在だと考えている。」などでも可。

× 「前二者（＝自由主義と全体主義）のどちらにも傾きうる」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

(模範解答例)

A ○1点

「democracy」は

B ○1点

B ②○1点

本来意思決定のルールに過ぎず、

民主政治や民衆政治と訳すべきだから、

C ○1点

C ②○1点

日本語訳の民主主義は誤訳であり、

またそこに「主義」という理想が含まれるような幻

X 〈分析〓分けること〉○1点

想を与えてしまい、

D ○1点

Y 〈総合〓まとめること〉○1点

結果的に日本の民主主義観を歪めたと考えている。(8点)

【構造点】

・Xは、傍線部に対する筆者の見解を説明すべく、条件Aを、〈因果関係〉を構成する条件B、Cに〈分析〓分けること〉する構造への評価である。ここでは、条件Aがあり、また条件B、Cの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X 〈分析〓分けること〉 A+Bの要素+Cの要素 ○1点

・Yは、B、CをまとめてDとして結論づける〈総合〓まとめること〉の構造への評価である。ここでは、B、Cの要素がそれぞれ一つ以上あり、かつDがあれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

Y 〈総合〓まとめること〉 Bの要素+Cの要素+D ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件B、C内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素、条件を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点満点)

A 「democracy」は(1点)

※ 傍線部への筆者の見解を説明するための、話題提示の条件。

○ 「democracy」とは「democracy」なるものは「などでも可」。

× 「democracy」の成分が入っていないなければ×0点。

B 「本来意思決定のルールに過ぎず、民主政治や民衆政治と訳すべきだから、」(2点)

※ Aを説明する〈因果関係〉の〈因〉の条件。

① 「本来意思決定のルールに過ぎず、」の要素に1点。

○ 「意思決定の一つのルールであるというにとどめるべきであり、」「意思決定のルール以外ではありえず、」などでも可。

× 「意思決定のルール」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「民主政治や民衆政治と訳すべきだから、」の要素に1点。

- 「民主政治などと訳しておくべきなので」、「民衆政治などとしておくべきだから」、「などでも可。
- × 「民主政治あるいは民衆政治」の成分が入っていないければ×0点。

C 「日本語訳の民主主義は誤訳であり、またそこに『主義』という理想が含まれるような幻想を与えてしまい、」(2点)

※ Aを説明する〈因果関係〉の〈果〉の条件。

① 「日本語訳の民主主義は誤訳であり、」の要素に1点。

- 「日本語の民主主義という訳は誤りであって、」民主主義という日本語訳は誤りであり、「などでも可。

× 「日本語訳の民主主義」「誤訳」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

② 「またそこに『主義』という理想が含まれるような幻想を与えてしまい、」の要素に1点。

- 「また『主義』が含む理想の意味内容を孕むような幻想をもたらして、」「さらにそこに『主義』が含む理想的なニュアンスを孕むかのような幻想を生み出して、」などでも可。

× 『『主義』』という理想」「幻想」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

D 「結果的に日本の民主主義観を歪めたと考えている。」(1点)

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

- 「日本の民主主義観を最終的に歪曲してしまったと考えている。」「日本の民主主義観を誤りに導いたと考えている。」などでも可。

× 「日本の民主主義観」「歪めた」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

二 現代文（評論）採点基準（合計60点）

問1 10点

（模範解答例）

A①○1点

A②○1点

A③○1点

ある人物を思い浮かべる時には

その顔を欠かせないように、

顔が人物の核心をなすことは、

B①○1点

B②○1点

肖像彫刻や肖像画が

「顔」だけで「人」を表現しえ、

C①○1点

C②○1点

他方で頭部を欠いたトルソーが

断片と化してしまうことから

X〈分析〓分けること〉○1点

D○1点

Y〈総合〓まとめること〉○1点

確認されるといふこと。（10点）

【構造点】

・Xは、傍線部を説明するために、条件Aを、条件B（「顔」）、C（頭部を欠いたトルソー）の〈矛盾〉しない二条件に〈分析〓分けること〉する構造への評価である。ここでは条件A、B、C内の要素がそれぞれ一つ以上そろっていればこの仕組みの骨組みは成立しているとみなして1点加算。

X〈分析〓分けること〉

Aの要素+Bの要素+Cの要素

○1点

・Yは、B、Cの二条件の内容を、Dに〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここでは、条件B、C内の要素がそれぞれ一つ以上あり、条件Dがあれば、この仕組みの骨組みは成立しているとみなし1点加算。

Y〈総合〓分けること〉

Bの要素+Cの要素+D

○1点

※ A、B、C、Dは条件同士においても、また条件A、B、C内の要素同士においても原則的に部分採点可能とする。（8点満点）

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素、条件を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。（2点満点）

A 「ある人物を思い浮かべる時にはその顔を欠かせないように、顔が人物の核心をなすことは、」（3点）

※ 傍線部を説明するための話題提示の条件。

① 「ある人物を思い浮かべる時には」の要素に1点。

○ 「ある人物をイメージする際には、」「人物のことを思い起こす時には」などでも可。

× 「人物を思い浮かべる」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点

② 「その顔を欠かせないように、」の要素に1点。

○ 「その顔が不可欠であるように、」「その顔が必須であるように、」などでも可。

× 「その顔が欠かせない」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「顔が人物の核心をなすことは、」の要素に1点。

○ 「顔が人物の中核をなすことは、」「顔がよすがとなることは、」などでも可。

× 「顔が核心」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「肖像彫刻や肖像画が『顔』だけで『人』を表現しえ、」(2点)

※ Aを説明するための一方の条件。「顔」の条件である。

① 「肖像彫刻や肖像画が」の要素に1点。

○ 「肖像彫刻や肖像画に見られるように」「肖像彫刻あるいは肖像画が」などでも可。

× 「肖像彫刻あるいは肖像画」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「顔」だけで『人』を表現しえ、」の要素に1点。

○ 「顔」だけに切り詰めて表現できる一方で、「胴体から切り離れた首はそれ自身『人』の表現たりうるが、」などでも可。

× 「顔」だけで表現できる」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「他方で頭部を欠いたトルソーが断片と化してしまうことから」(2点)

※ Aを説明するための他方の条件。「頭部を欠いたトルソー」の条件である。

① 「他方で頭部を欠いたトルソーが」の要素に1点。

○ 「他方で首から離れた胴体は」「対照的に頭のないトルソーは」などでも可。

× 「頭部を欠いたトルソー」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「断片と化してしまうことから」の要素に1点。

○ 「断片的性格を免れないことから」「断片的な印象しか与えないので」などでも可。

× 「断片」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

D 「確認されるということ。」(1点)

※ 条件B、Cをまとめて「結論づける条件。

○ 「確認されるということ。」「鮮明になるということ。」「などでも可。

× 「確認される」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問2 11点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

人間感情を分節化するように 極端な表情に造形された伎楽面が、多義性は持たない

A④○1点

A⑤○1点

ものの、観客が特定感情を移入しやすく 安心感を与える一方、

B①○1点

B②○1点

B③○1点

表情を抜き去った能面は、 役者の身体所作を吸収して表情となせるし、 また観客は

B④○1点

B⑤○1点

不安定であるとはいえず、 多義的な意味を、そこに投影できるといふ点で違いがある。

X〈対比〓比べること〉○1点 (11点)

【構造点】

・Xは、傍線部の「伎楽面」と「能面」の違いを説明する〈対比〓比べること〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X〈対比〓比べること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士で、また各条件内の要素同士でも原則的に部分採点可能である。(10点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「人間感情を分節化するように極端な表情に造形された伎楽面が、多義性は持たないものの、観客が特定感情を移しやすく安心感を与える一方、」(5点)

※ 傍線部を説明する〈対比〉の一方の条件。「伎楽面」の内容である。

① 「人間感情を分節化するように」の要素に1点。

○ 「人間感情を類別するように」「人間の表情を特徴化するように」などでも可。

× 「人間感情の分節化」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「極端な表情に造形された伎楽面が、」の要素に1点。

○ 「表情を誇張された伎楽面が」「大げさな表情に造形された伎楽面が」などでも可。

× 「極端な表情に造形された」「伎楽面」の二成分のニュアンスが入ってなければ×0点。ただし、「伎楽面」の成分はA内の他の要素に組み込まれていてもかまわない。

③ 「多義性は持たないものの、」の要素に1点。

○ 「一義的ではあるが、」「多義的ではないが、」などでも可。

× 「多義性の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

④ 「観客が特定感情を移しやすく」の要素に1点。

○ 「観客の特定感情を受け止めやすく」「観客が特定の感情を投影しやすく」などでも可。

× 「観客」「特定感情を移しやすい」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

⑤ 「安心感を与える一方、」の要素に1点。

○ 「『安心』を与える傾向が強いが、」「安心感をもたらすが、」などでも可。

× 「安心感」の成分のニュアンスが入っていないければ×0点。

B 「表情を抜き去った能面は、役者の身体所作を吸収して表情となせるし、また観客は不安定であるとはいえ、多義的な意味をそこに投影できるといふ点で違いがある。」(4点)

※ 傍線部を説明する〈対比〉の他方の条件。「能面」の内容である。

① 「表情を抜き去った能面は、」の要素に1点。

○ 「何らの表情も刻まれていない能面は、」「何らの人らしい表情をも固定的に現していない能面は、」などでも可。

× 「表情を抜き去った」「能面」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

ただし、「能面」の成分はB内の他の要素に組み込まれていてもかまわない。

② 「役者の身体所作を吸収して表情となせるし、」の要素に1点。

○ 「役者の所作を表情として吸収しうるし、」「役者の手足による表現が面の表情となって現れ、」などでも可

× 「役者の身体所作」「表情とする」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

③ 「また観客は不安定であるとはいえ、」の要素に1点。

○ 「また観客は固定的ではないが、」「また観客は移ろいやすいとはいえ、」などでも可。

× 「不安定」「観客」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。ただし、「観客」の成分はB

内の他の要素に組み込まれていてもかまわない。

④ 「多義的な意味を」の要素に1点。

○ 「多様な意味を」「多義的な表情を」などでも可。

× 「多義的」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

⑤ 「そこに投影できるといふ点で違いがある。」の要素に1点。

○ 「そこ（＝能面）に読みとることができるといふ点で異なる。」「そこに受け止めてくれる点で違いがある。」などでも可。

× 「投影できる」「違い」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

問3 9点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

人と人の対面の際は、

相互的な視線の場面であり、

B○1点

双方が生きているため、

C①○1点

C②○1点

X〈分析Ⅱ分けること〉○1点

仮面の場合のような

一方向的な意味の投影が許されず、

D①○1点

D②○1点

Y〈総合Ⅱまとめること〉○1点

「不測の事態」を招きかねない

不安定なものだから。(9点)

【構造点】

・Xは、傍線部の理由説明をするために、条件Aを、B、Cの〈因果関係〉にある〈矛盾〉しない二要素に〈分析Ⅱ分けること〉して説明する構造への評価である。ここでは、条件Aの要素が一つ以上、条件B、それに条件Cの要素が一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

X〈分析Ⅱ分けること〉

Aの要素+B+Cの要素 ○1点

・Yは、傍線部の理由説明を完成するために、条件B、CをDに〈総合Ⅱまとめること〉して結論づける構造への評価である。ここでは、条件Bと、条件C、D内の要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y〈総合Ⅱまとめること〉

B+Cの要素+Dの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件A、C、D内の要素同士においても原則的に部分採点可能である。(7点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、要素、条件を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

A 「人と人の対面の際は、相互的な視線の場面であり、」(2点)

※ 傍線部を説明するための前提条件。

① 「人と人の対面の際は、」の要素に1点。

- 「人同士の対面の場面では」「人と人の対面の状況では、」などでも可。
- × 「対面」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 「相互的な視線の場面であり、」の要素に1点。

- 「相互的な見詰め合いの場であり、」「インタラクティブなまなざしの場であり、」などでも可。
- × 「相互的な視線」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

B 「双方が生きているため、」(1点)

※ Aを説明する〈因果関係〉の〈因〉の条件。

- 「双方が生きて動いているため、」「対面する双方が生きているため、」などでも可。
- × 「(対面する) 双方が生きている」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「仮面の場合のような一方向的な意味の投影が許されず、」(2点)

※ Aを説明する〈因果関係〉の〈果〉の条件。

① 「仮面の場合のような」の要素に1点。

- 「仮面のように」「仮面の場合と同様な」などでも可。
- × 「仮面」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点

② 「一方向的な意味の投影が許されず、」の要素に1点。

- 「一方方向の心情の投影ができず、」「一方向的な表情の読み取りが許されず、」などでも可。
- × 「一方向的」「意味の投影の否定」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

D 『不測の事態』を招きかねない不安定なものだから。(2点)

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

① 『不測の事態』を招きかねない」の要素に1点。

- 「思わぬ事態を生じかねない」「不測の事態』が起りかねない」などでも可。
- × 『不測の事態』のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「不安定なものだから。」の要素に1点。

- 「不安定な場であるから。」「不確実なものだから。」などでも可。
- × 「不安定」ニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

(模範解答例)

A ○1点

顔面が人の存在の核心をなす不思議さを背景に、

B ① ○1点

B ② ○1点

B ③ ○1点

B ④ ○1点

元来「面」を意味した「ペルソナ」が、

「劇中人物」、

現実の「役割」、

「人称」、キ

B ⑤ ○1点

B ⑥ ○1点

リスト教の「位格」などの意味を帯び、

遂には「行為の主体」、「権利の主体」という人

格の意味を獲得した X 〈分析〓分けること〉 ○1点

Y 〈分析〓分けること〉 ○1点

C ○1点 Z 〈総合〓まとめること〉 ○1点

歴史。(11点)

【構造点】

・Xは、条件Bを、〈B①〓B⑤〉とB⑥の二成分に〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここではB①〓B⑤内の一つ以上の要素と、B⑥の要素がそろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X 〈分析〓分けること〉 〈B①〓B⑤の内の一つ以上の要素〉 + B⑥ ○1点

・Yは、傍線部を、条件A、Bに〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは条件Aと、条件B内の要素が一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点追加。

Y 〈分析〓分けること〉 A + Bの要素 ○1点

・Zは、条件A、Bを条件Cに〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここでは条件A、条件B内の要素、条件Cがそろっていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Z 〈総合〓まとめること〉 A + Bの要素 + C ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件B内では要素同士においても原則的に部分採点可能。(8点満点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した、要素、条件を組み合わせた意味内容が成立している場合のみ加算する。(3点満点)

A 「顔面が人の存在の核心をなす不思議さを背景に、」(1点)

※ 傍線部の「歴史」を説明するための「背景」となる条件。

○ 「顔が人の存在にとって中心的地位を占めることを背景に、」「顔面が人の存在の中核を成す不思議さを土台に、」などでも可。

× 「顔面」「人の存在の核心」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

B 「元来『面』を意味した『ペルソナ』が、『劇中人物』、現実の『役割』、『人称』、キリスト教の『位格』などの意味を帯び、遂には『行為の主体』、『権利の主体』という人格の意味を獲得した」(6点)

※ 傍線部の「歴史」を説明する、本体となる具体的な条件。

① 「元来『面』を意味した『ペルソナ』が、」の要素に1点。

○ 「元々の意味は『面』であった『ペルソナ』が、」『ペルソナ』の原義は『面』であったが、「」などで可。

× 「『ペルソナ』＝『面』」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

② 「劇中人物」の要素に1点。

× 「『劇中人物』のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

③ 「現実の『役割』」の要素に1点。

○ 「現実生活で各人の『役割』」「生活上の『役割』」などでも可。

× 「現実の『役割』」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

④ 「人称」の要素に1点。

○ 「文法で言う『人称』」「文法上の『人称』」などでも可。

× 「『人称』のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

⑤ 「キリスト教の『位格』などの意味を帯び、」の要素に1点。

○ 「キリスト教でいう『位格』などの意味を巻き込みつつ、」キリスト教の『位格』の意味などを含み「し、」などでも可。

× 「キリスト教の『位格』」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

⑥ 「遂には『行為の主体』、『権利の主体』という人格の意味を獲得した」の要素に1点。

○ 「『行為の主体』、『権利の主体』という人格の意味に到達した」「最終的に『行為の主体』、『権利の主体』としての人格の意味に至った」などでも可。

× 「『行為の主体』、『権利の主体』」「人格」の二成分のニュアンスがそろっていないならば×0点。

C 「歴史。」(1点)

※ A、Bをまとめる条件。

× 「歴史」の成分が入ってなければ×0点。

問5 10点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

A④○1点

西洋でのように「ペルソナ」という語を介して

「人格」的実体の実在性に向か

うのではなへ

B①○1点

B②○1点

B③○1点

B④○1点

坂部恵は「ペルソナ」における「役割」を

「役柄」や「間柄」として

「世間」

B⑤○1点

のコンテキストの中におかれた「関係の束」に解消しているから。

X「分析」分けること○1点 (10点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を「notP→butQ」の構文にはめ込まれる、〈矛盾〉しない二条件A、Bに〈分析〉分けることとして説明する構

造への評価である—〈notP→butQ〉の構文では、例えば〈男じゃないよ、女だよ〉という具合に〈not⇐否定〉の成分が入ることで、〈男ではないよ⇐女である〉となって、〈男〉と〈女〉なら発生しうる〈矛盾〉を排除することになる。だから〈notP〉と〈butQ〉は〈分析⇐分けること〉の構造を構成することになる。ちなみに「notP」は〈notP〉＝A、〈butQ〉＝Bである—。またここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X〈分析⇐分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では要素同士においても原則的に部分採点可能である。(9点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「西洋でのように」ペルソナという語を介して「〈人格〉的実体」の実在性に向かうのではなく、(4点)

※ 傍線部を説明するための〈notP〉の条件。

① 「西洋でのように」の要素に1点。

○ 「西洋におけるように」「西洋と同じく」などでも可。

× 「西洋」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 『ペルソナ』という語を介して」の要素に1点。

○ 『ペルソナ』という言葉を媒介に』『ペルソナ』という語の仲介によって」などでも可。

× 『ペルソナ』という語」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「〈人格〉的実体」の」の要素に1点。

○ 「人格という実体の」「実体としての人格の」などでも可。

× 「〈人格〉的実体」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

④ 「実在性に向かうのではなく、」の要素に1点。

○ 「実在性を信じるのではなく、」「実在性を疑い、」などでも可。

× 「実在性の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「坂部恵は、『ペルソナ』における『役割』を、『役柄』や『間柄』として、『世間』のコンテキストの中に

おかれた〈関係の束〉に解消しているから。(5点)

※ 傍線部を説明するための〈butQ〉の条件。

① 「坂部恵は、」の要素に1点。

× 「坂部恵」の成分が入っていないければ×0点。

② 『ペルソナ』における『役割』を、」の要素に1点。

○ 「和辻の言う『ペルソナ』の『役割』を、』『ペルソナ』の『役割』の意味を、」などでも可。

× 『ペルソナ』における『役割』のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「役柄」や「間柄」として、」の要素に1点。

○ 「役柄」などとして』『間柄』などの表現で」などでも可。

× 「間柄」あるいは『役柄』の成分が入っていないければ×0点。

④ 「世間」のコンテキストの中におかれた」の要素に1点。

○ 「世間」の文脈のなかにおかれた」「世間」や「世の中」という背景の中におかれた」などでも可。

× 「世間」あるいは「世の中」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

⑤ 「〈関係の束〉に解消しているから。」の要素に1点。

- 「関係の束」に帰着させているから。「柄の束」に置き換えているから。」などでも可。
 × 「関係の束」に解消」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

問6 9点

(模範解答例)

A①○1点 A②○1点 A③○1点

西洋での 「仮面」から「人格」へのシフトは、表層から深層への移行として、

A④○1点

本質主義的定義を志向するものであって、

B①○1点 B②○1点 B③○1点 B④○1点

日本のように 「人格」を「世間」における関係の束とし、それを仮面の多義性へと反

映させる志向を 持たなかったから。(9点)、

B④○1点 X〈分析〓分けること〉○1点

【構造点】

・Xは、傍線部を〈P〜but notQ〉にはめ込まれた〈矛盾〉、しない二条件A、Bに〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である—〈notP〜butQ〉と同様に、〈P〜but notQ〉の構文も〈not (否定)〉の成分を含むことで、〈矛盾〉を除去し、〈矛盾〉しない二要素に転換する。例えば〈男だよ、女じゃないよ〉という具合に。〈男〉≠〈女じゃない〉はずだ。ちなみにここでは〈P〉=A、〈but notQ〉=Bである。また「ここでは、条件A、B内の要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。
 X〈分析〓分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では要素同士においても原則的に部分採点可能である。(8点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「西洋での『仮面』から『人格』へのシフトは、表層から深層への移行として、本質主義的定義を志向するものであって、」(4点)

※ 傍線部を説明するための〈P〜but notQ〉の構文の〈P〉に相当する条件。

① 「西洋での」の要素に1点。

○ 「西洋における」「西洋的な」などでも可。

× 「西洋」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 『仮面』から『人格』へのシフトは、「の要素に1点。

○ 『仮面』から『人格』への移行は、「『仮面』の『人格』への転換は、「などでも可。

× 『仮面』↓『人格』のニュアンスが入っていないなければ×0点。

③ 「表層から深層への移行として、「の要素に1点。

- 「身体から精神への移行として」、「表層から深層への進行として」、「などでも可。
- × 「表層↓深層」のニュアンスが入っていないなければ×0点。
- ④ 「本質主義的定義を志向するものであって」、「の要素に1点。」
 - 「本質的な理性主義的な定義を駆動したものであって」、「人間についての本質主義的定義を発動したものであって」、「などでも可。
 - × 「本質主義的定義」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

B 「日本のように『人格』を『世間』における関係の束とし、それを仮面の多義性へと反映させる志向を持たなかったから。」(4点)

※ 傍線部を説明するための〈P～but noQ〉の構文の〈but noQ〉に相当する条件。

- ① 「日本のように」の要素に1点。
 - 「日本と同じように」「日本と同様に」などでも可。
 - × 「日本」の成分が入っていないなければ×0点。
- ② 「『人格』を『世間』における関係の束とし」、「の要素に1点。」
 - 「〈人格〉を〈世の中〉における関係の束とみなし」、「『人格』を世間での人間関係の束と解し、「などでも可。
 - × 「人格」「世間における関係の束」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。
- ③ 「それを仮面の多義性へと反映させる志向を」の要素に1点。
 - 「それらを投影して仮面に多義性を持たせる志向を」「それらを仮面の多義性として表現する志向を」などでも可。
 - × 「仮面の多義性」「反映させる」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。
- ④ 「持たなかったから。」の要素に1点。
 - 「存在しなかったから。」「(が)なかったから。」などでも可。
 - × 「持たなかった(否定)」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。